

四日市市告示第600号

四日市市障害福祉サービス事業所等通所費給付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年12月28日

四日市市長 森 智 広

四日市市障害福祉サービス事業所等通所費給付要綱（平成20年四日市市告示第39号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（給付対象者及び給付対象経路）</p> <p>第2条 この要綱に定める対象者は、本市に住所を有し、法第5条に規定する生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援B型を提供する事業所の通所者（<u>本市が法第19条第1項に規定する決定をした者に限る。</u>）とする。</p> <p>2から4まで （略）</p>	<p>（給付対象者及び給付対象経路）</p> <p>第2条 この要綱に定める対象者は、本市に住所を有し、法第5条に規定する生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援B型を提供する事業所の通所者とする。</p> <p>2から4まで （略）</p>

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日の前日に、四日市市障害福祉サービス事業所等通所費給付要綱の規定により四日市市障害福祉サービス事業所等通所費（以下「通所費」という。）の給付対象者であった者が行う通所費の申請に際しては、改正後の四日市市障害福祉サービス事業所等通所費給付要綱第2条第1項かっこ書きの規定は適用しない。

（健康福祉部障害福祉課）